

令和8年3月16日  
国土交通省物流・自動車局  
車両基準・国際課  
輸送班

核燃料物質等又は放射性同位元素等の輸送にかかる申請等における  
旧氏の使用について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）のうち、国土交通省が所管する規定に基づく事務及び手続（申請、届出等）における旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の使用について、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 申請者等が事務又は手続を行おうとする際に、希望に応じ、旧氏を記載又は併記することができます。
- 2 旧氏の併記とは、申請者等の氏名欄において、戸籍氏に加えて括弧書きで旧氏を記載することをいいます。
- 3 上記1において、本人確認のため氏名を証明する書類の提出等が求められている場合は、旧氏を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類を提示又は提出してください。

以上